

新宿区公契約条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、公契約の手續及び履行に係る基本的な方針並びに新宿区（以下「区」という。）及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（基本方針）

第4条 区における公契約に係る基本的な方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公契約に係る手續の透明性を確保すること。
- (2) 公契約の入札に参加しようとし、又は公契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。
- (3) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (4) 区の区域内（以下「区内」という。）の事業者が公契約に係る業務を請け負い、又は受託すること及び区民（区内に住所を有する者をいう。）が公契約に係る業務に従事することができる機会を確保するよう努めること。
- (5) 労働者等の適正な労働条件を確保し、労働環境の悪化等により公契約の履行に係る品質の確保に支障が生じることのないようにすること。
- (6) 公契約の履行における品質にふさわしい価格により調達すること。
- (7) 区が推進する施策の実現に寄与する調達を推進すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公契約の適正な履行を確保すること。

区の主な責務

区は、左記に規定する基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

受注者等の主な責務

受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めなければならない。

問い合わせ

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区総務部契約管財課契約係

電話03(5273)4075直通

◇詳しくは、新宿区ホームページをご覧ください。



新宿区 公契約条例 検索

新宿区 公契約条例

令和元年10月

 **新宿区**
SHINJUKU CITY

条例の目的

この条例は、公契約の締結及び履行に係る基本的な方針並びに新宿区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

条例の適用範囲

予定価格が2,000万円以上
である工事の請負契約

予定価格が1,000万円以上
である業務の委託契約

指定管理協定

労働報酬下限額

区長は、公契約の区分に応じ、労働報酬下限額（事業者が労働者等に支払うべき報酬の下限額）を定めるものとします。

審議会の設置

労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について調査審議するため、区長の附属機関として新宿区労働報酬等審議会を設置します。

審議会は、委員6人以内をもって組織します。

学識経験を
有する者

事業者

労働者

新宿区の取り組み

- ◆ 区は、基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。
- ◆ 労働者からの申出があったときや、条例に定める事項の履行確認のために必要があると認めるときは、受注者に対し、報告の要求及び立入調査の実施等を行い、実効性を確保する。
- ◆ 受注者が報告等を拒否したり、是正措置を講じない場合、区は公契約を解除することができる。解除したときは、その旨を公表する。

受注者等の取り組み

- ◆ 労働者等の適正な労働条件を確保するよう努める
- ◆ 労働環境確認のための書面提出
- ◆ 労働報酬下限額以上の報酬の支払い
- ◆ 労働者等への周知
- ◆ 区内の事業者を活用するよう努める

- ① 条例の適用を受ける労働者等の範囲
- ② 労働報酬下限額
- ③ 労働者等が申出をする時の申出先
- ④ 申出をした労働者等への不利益取扱いの禁止

労働者等の申出

- ◆ 労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われない場合その他この条例に違反している疑いがある場合は、その旨を区長、当該労働者等を雇用する受注者等又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した受注者等に申し出ることができる。